

第52号議案

中間市中央公民館条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月28日提出

中間市長 福田 浩

中間市中央公民館条例

(趣旨)

第1条 この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第24条及び第30条第2項の規定に基づき、中間市中央公民館の設置及び管理並びに運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 中間市に中間市中央公民館（以下「公民館」という。）を置く。

(位置及び区域)

第3条 公民館の位置は、中間市蓮花寺三丁目1番6号とする。

2 公民館の事業の対象となる区域は、中間市の全区域とする。

(開館時間)

第4条 公民館の開館時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、教育委員会は、特に必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第5条 公民館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会は、特に必要と認めるときは、臨時に休館し、又は開館することができる。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日

(3) 年末年始（12月29日から翌年1月3日までをいう。）

(職員)

第6条 公民館に館長のほか主事その他必要な職員を置く。

(運営審議会)

第7条 公民館に中央公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、20人以内とする。

3 委員は、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者及び学識経験のある者のうちから教育委員会が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員が第3項に規定する者に該当しなくなった場合又は特別の事情が生じた場合には、教育委員会は、その任期中であってもこれを解嘱することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。